

議案第25号

小松島市多目的ホール条例の一部を改正する条例について

小松島市多目的ホール条例（平成11年小松島市条例第14号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市多目的ホール条例の一部を改正する条例

小松島市多目的ホール条例（平成11年小松島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考中

「

6 冷暖房を利用する場合は、次の表に掲げる額を徴収する。

区分	1時間当たりの額
ホール	2,500円
舞台のみ	1,500円
リハーサル室	500円

」を

「

6 冷暖房を利用する場合は、次の表に掲げる額を徴収する。

区分	1時間当たりの額
ホール	2,750円
舞台のみ	1,650円
リハーサル室	550円

」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の小松島市多目的ホール条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる小松島市ミリカホールの利用から適用し、同日の前日までにされた小松島市ミリカホールの利用については、なお従前の例による。